

雪寒期における交通対策の実施要領について（例規）

〔 最終改正 令和3.3.11 例規総第11号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

幹線道路等における積雪又は凍結（以下「雪寒」という。）による交通障害の拡大防止と早期解消を図り、交通の安全と円滑を確保するため、雪寒による交通障害の発生時における措置、道路管理者との協議、情報の収集及び提供等について、必要な事項を定めたものです。